(ハ)　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、これらの特例により控除することができる株式の取得に要した金額及び特定株式等の譲渡損失の金額は、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除できることとした。（租税特別措置法第三七条の一三及び第三七条の一三の二関係）

ヘ　金融機関が支払を受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の特例等の改正

次に掲げる特例については、公社債又は投資信託若しくは特定目的信託の受益権の利子等の支払を受ける者の所有期間にかかわらず、その支払を受ける利子等の額の全額を非課税又は源泉徴収の不適用とすることとした。（租税特別措置法第五条の二、第五条の三及び第八条関係）

(イ)　非居住者等が受ける振替公社債等の利子等の非課税

(ロ)　金融機関が支払を受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の特例

ト　資料情報制度等の整備

(イ)　個人に対して平成二八年一月一日以後に支払うべき特定公社債等の利子等については、利子等の受領者の告知及び利子等の支払調書等の提出を要しないこととする措置を適用しないこととした。（租税特別措置法第三条関係）

(ロ)　平成二八年一月一日以後に国内において支払うべき特定公社債等の利子等及び特定割引債の償還金の支払者は、当該利子等又は償還金の支払を受ける居住者等に対して、その支払う利子等又は償還金の額等を記載した支払通知書を交付しなければならないこととした。（租税特別措置法第八条の四及び第四一条の一二の二関係）

(ハ)　国内における支払の取扱者を通じて交付される株式投資信託若しくは特定受益証券発行信託でその受益権が上場株式等に該当するもの又は特定公社債等の償還金等（償還金又は解約金をいう。以下同じ。）については、当該支払の取扱者が株式等の譲渡の対価等の支払調書及び上記(ロ)の支払通知書の提出又は交付をしなければならないこととした。また、国外において発行された公社債等の償還金等（国外において支払がされるものに限る。）で国内における支払の取扱者を通じて交付されるものについても同様とする。（租税特別措置法第三八条及び第四一条の一二の二関係）

チ　源泉徴収義務の整備等

源泉徴収選択口座において特定公社債等に係る所得の損益通算が行われることに伴い、特定公社債等の利子等及び特定割引債の償還金に対する源泉徴収について、次の措置を講ずることとした。

(イ)　国内における支払の取扱者を通じて交付される当該利子等又は償還金については、当該支払の取扱者を源泉徴収義務者とする。（租税特別措置法第九条の三の二及び第四一条の一二の二関係）

(ロ)　源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等について源泉徴収した所得税の納付期限を、その徴収の日の属する年の翌年一月一〇日とする。（租税特別措置法第三七条の一一の六関係）

(2)　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第九条の八及び第三七条の一四関係）

イ　非課税口座を開設することができる期間を、平成二六年一月一日から平成三五年一二月三一日まで（改正前平成二六年一月一日から平成二八年一二月三一日まで）とする。

ロ　非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの期間（以下「非課税期間」という。）内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等

(イ)　非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等を、次に掲げるものとする。

(ロ)　非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合における当該譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等

ハ　非課税口座に関する要件について、次の見直しを行う。

(イ)　非課税口座を開設された金融商品取引業者等は、当該非課税口座を開設した居住者等から提出を受けた非課税適用確認書（改正前非課税口座開設確認書）に記載された勘定設定期間（非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間をいう。以下同じ。）内の各年の一月一日（年の中途において非課税適用確認書が提出された場合における当該提出年にあっては、その提出の日）に非課税管理勘定を設けるものとする。

(ロ)　各年の非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の一二月三一日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（②の上場株式等については、移管日における時価）の合計額が一〇〇万円を超えないものを受け入れることができることとする。

①　当該非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等

②　当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等

(ハ)　非課税適用確認書は、居住者等からの申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、勘定設定期間として次に掲げる期間のいずれかの期間、当該期間の区分に応じそれぞれ次に定める基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいうものとする。

	勘定設定期間	基準日
①	平成二六年一月一日から平成二九年一二月三一日まで	平成二五年一月一日
②	平成三〇年一月一日から平成三三年一二月三一日まで	平成二九年一月一日
③	平成三四年一月一日から平成三五年一二月三一日まで	平成三三年一月一日

(ニ)　非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、交付申請書に右記ハの基準日における住所を証する書類を添付して、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年一〇月一日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の九月三〇日までの間に、金融商品取引業者等の営業所に提出するものとする。

(ホ)　居住者等は、同一の金融商品取引業者等に重複して非課税口座を開設することができないものとし、同一の勘定設定期間に重複して非課税適用確認書を提出することができないものとする。

(3)　上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、国外において発行された公募株式投資信託で金融商品取引所（外国の法令に基づき設立されたこれに類するものを含む。）に上場されているものを加えることとした。（租税特別措置法第九条の四の二関係）

(二)　住宅税制

(1)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限を平成二九年一二月三一日まで四年延長するとともに、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条、第四一条の二及び第四一条の二の二関係）

イ　住宅の取得等をして平成二六年から平成二九年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次のとおりとする。